

京都市消防局訓令乙第15号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局監察規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

第2条第1項中「第5条第4項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)